平成２９年（フ）第２１６１号
神奈川県綾瀬市大上３丁目24番８号　ロジュマンヤザワ203
破産者　堀内　雅章
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２３８号
横浜市旭区左近山1186番地の６　左近山団地７街区４棟401号
破産者　佐藤　寛文
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３９４号
横浜市保土ケ谷区峰沢町83番地５　ブルーハイツ三ツ沢台405号
破産者　大家明日香こと　鄭　　恩英
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４２０号
横浜市保土ケ谷区釜台町35番15―109号
破産者　平野　朋子（旧姓吉岡）
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２８号
川崎市麻生区上麻生７丁目44番８号　エステート柿生　202、前住所東京都港区赤坂２丁目17番55―211号
破産者　前田　和子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７５号
川崎市麻生区下麻生３丁目８番２号　リバーサイドヨシザワ202
破産者　岡山　裕治
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６１５号
川崎市幸区南加瀬３丁目16番29―208号
破産者　片野　博延
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
石川県白山市鶴来清沢町タ39番地３
破産者　横川　一弥
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7492番地３
破産者　増澤　末治
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２４６号
岐阜県羽島市江吉良町1079番地７
破産者　リムスこと　池戸　美樹
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２９３号
岐阜市鷺山1254番地12、前住所岐阜市敷島町９丁目85番地１（第２北川コーポラス　１号室）
破産者　ファットママソーイングこと　水野ミヱ子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３８０号
岐阜市緑町14番地２、前住所岐阜市御杉町17番地４
破産者　村瀬　重紀
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１６４号
岐阜県本巣郡北方町天狗堂２丁目12番地ウィルモア天狗堂Ａ　101号、前住所岐阜県瑞穂市本田1371番地５
破産者　棚橋　茂之
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８９号
岐阜市北一色２丁目３番19号（グランメールＳＡＷＡＤＡ　Ｂ―101)、前住所岐阜市北一色７丁目28番16―201号（タナハシコーポ）
破産者　千葉　雅司
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２１８号
岐阜市旦島１丁目７番９号（アイランドハイツアサノ　102号室)、前住所岐阜市早田栄町３丁目14番地２
破産者　安藤　幸雄
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３０１号
静岡県田方郡函南町平井1237番地の１、前住所静岡県三島市御園523番地　クレアトゥール201
破産者　相原　幸一
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
愛知県名古屋市中川区打出２丁目36番地　サンコーポ打出105号
破産者　大庭　健彦
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
静岡県浜松市北区都田町7553番地の41　バイオレット102号室、開始決定時の住所静岡県浜松市北区細江町中川7172番地の2343
破産者　村田装美こと　村田　　嘉
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係